



長野県告示第114号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

伊那市

2 事業の種類

西春近公民館及び伊那市役所西春近支所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県伊那市西春近地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

西春近公民館及び伊那市役所西春近支所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である伊那市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

西春近公民館及び伊那市役所西春近支所は、昭和52年に建築された公民館と市役所支所の複合施設であり、施設の老朽化が進行し、また建築基準法（昭和25年法律第201号）の旧耐震基準による建物で現行の耐震基準に適合していないことから、利用者の安全性の確保の面で支障がある。また、OA機器の増加等による事務スペースの狭隘化により、事務の執行に支障が出ている他、育児室や授乳スペース等、地域の保健予防事業に必要なスペースの確保に苦慮している状況である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、公民館と市役所支所を併設した複合施設の移転、整備を図るものである。

本件事業の実施により、施設の老朽化の解消及び耐震性の確保、施設利用者の利便性の向上及び安全性の確保が図られる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、西春近公民館及び伊那市役所西春近支所は、施設の老朽化や、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第20条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

西春近公民館

総合政策課

長野県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アイリス薬局	小県郡青木村当郷142-4	令和3年3月1日
ウェルシア薬局岡谷長地北店	岡谷市長地梨久保1丁目6番40号	令和3年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
加賀屋薬局	千曲市大字戸倉2566	令和2年12月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第117号

平成20年長野県告示第158号（動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

表の松本市の項を削る。

食品・生活衛生課

変更なし

生活排水課

長野県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画下水道事業 松本市公共下水道

3 事業実施期間

昭和25年11月16日から

令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

長野県告示第119号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

空中写真測量、写真地図作成

2 作業期間

令和元年10月18日から令和3年2月19日まで

3 作業地域

北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大川東(2)、長久保、見瀬之尾(3)、中牧(8)、中牧(9)、牧の内(3)、牧の内(4)、日本記(5)及び栗本

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大川東(2)、日本記(5)及び栗本

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

東夏和片岡沢、長久保沢、西神六沢及び西本見当沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

長久保沢及び西本見当沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

花尾(2)

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

安曇野市

2 都市計画事業の種類及び名称

安曇野都市計画公園事業 5・5・1号 豊科南部総合公園

3 事業実施期間

平成30年6月14日から

令和4年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市・まちづくり課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月11日

長野県千曲建設事務所長 松本 寛

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字稻荷山字上一里山3852番の3地先から千曲市大字八幡字奥法伝1005番の1まで	旧	m 6.5~51.0	km 3.5118
同上	新	m 6.5~51.0 13.0~64.0	km 3.5118 3.8646

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月11日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

- 1 路線名 塩名田佐久線
- 2 供用を開始する区間
佐久市塩名田字町田733番の1地先から
佐久市鳴瀬字一丁田2362番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年3月13日

道路管理課



公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和3年3月11日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名稱	調査を行った時期	成 果 の 名 称	調査を行った地域	認 証 年 月 日
佐久市	平成23年度から平成24年度まで	地籍簿及び地籍図	上小田切の一部	令和3年3月4日
小県郡青木村	平成25年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	大字田沢の一部	令和3年3月4日
小県郡青木村	平成26年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	大字田沢の一部	令和3年3月4日
伊那市	平成26年度から平成27年度まで	地籍簿及び地籍図	中央、坂下の各一部	令和3年3月4日
伊那市	平成29年度から平成30年度まで	地籍簿及び地籍図	山寺の一部	令和3年3月4日
上伊那郡宮田村	平成30年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	南割区、町3区、大田切区の各一部	令和3年3月4日
下伊那郡阿南町	平成28年度から平成29年度まで	地籍簿及び地籍図	和合の一部	令和3年3月4日
下伊那郡阿南町	平成29年度から平成30年度まで	地籍簿及び地籍図	和合の一部	令和3年3月4日
木曽郡木曽町	平成24年度から平成25年度まで	地籍簿及び地籍図	福島の一部	令和3年3月4日
木曽郡上松町	平成20年度から平成24年度まで	地籍簿及び地籍図	大字荻原の一部	令和3年3月4日
松本市	平成24年度から平成26年度まで	地籍簿及び地籍図	中川の一部	令和3年3月4日
松本市	平成26年度から平成27年度まで	地籍簿及び地籍図	中川の一部	令和3年3月4日
松本市	平成27年度から平成28年度まで	地籍簿及び地籍図	中川の一部	令和3年3月4日